

岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金交付要綱

令和3年5月26日制定

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わない旨の県の要請により影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行事業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれか又はその両方に該当する者であること。

ア 県内に本社又は営業所（以下これらを「営業所等」という。）を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う個人又は法人

イ 県内に営業所等を有する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の認定を受けて同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者

(2) 令和3年5月16日時点で前号に規定する事業を営んでおり、かつ、同日後も当該事業を継続する意思があること。

(3) コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）及び事業者団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関するガイドラインに沿った感染防止対策を実施していること。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

(4) 役員等が、暴力団であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1 対象事業者につき10万円とする。

(支援金の交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、別記様式1による申請書兼誓約書に当該申請書兼誓約書において定める書類を添えて、これを令和3年6月30日までに知事に申請しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、別記様式2により当該申請した者に通知するものとする。

3 知事は、支援金の不交付の決定をしたときは、別記様式3により当該申請した者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 知事は、前条第2項の規定による通知を受けた者に対し、支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分若しくはこの要綱に違反したとき、又は第5条の規定による申請の際虚偽の誓約をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第10条 第5条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、支援金の交付をしないものとする。

2 知事は、第6条第1項の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第8条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第11条 対象事業者は、第9条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る支援金に適用する。